

◎新潟県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年5月22日

新潟県三条地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 宮寄上加茂線
- 2 道路の位置
加茂市大字宮寄上字岩野521番10から同市大字宮寄上字岩野522番5まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 加茂市長
所在 加茂市幸町2丁目3番5号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間
令和8年4月15日から当該施設の存続する日まで